

遠賀町共用封筒有料広告募集要項

遠賀町では、自主財源の確保を図るとともに地域経済の活性化に貢献することを目的に、遠賀町が発送する共用封筒等に広告を掲載しています。平成30年5月から使用する封筒に広告を掲載する事業者等を次のとおり募集します。

1. 広告媒体

広告媒体の概要は下記のとおりです(4種類)

共用封筒	封筒規格	定型角2封筒(240mm×332mm)	定型長3封筒(120mm×235mm)
	広告スペース	封筒裏面下段(概ね100mm×200mm)	封筒裏面全面(概ね80mm×185mm)
	広告枠数	フリー	フリー
	広告印刷色数	1色	1色
	発送部数	5,000枚	15,000枚
納入通知書封筒	封筒規格	窓開き封筒(120mm×220mm)	窓開き封筒(120mm×205mm)
	窓サイズ等	60mm×95mm・グラシン窓	60mm×95mm・グラシン窓
	広告スペース	封筒裏面全面(概ね70mm×165mm)	封筒裏面全面(概ね75mm×175mm)
	枠数	フリー	フリー
	色数	1色	1色
発送部数	14,100枚	35,450枚	
発送(使用)期間	各サイズとも平成30年5月から広告を印刷した封筒の使用が終了するまで(概ね1年)		
使用目的	住民や企業・他自治体等への書類・通知書の郵送用及び資料配布用		
発送元	役場全課		

2. 申込み手続き(下記の申込書による申込みとなります)

申込期限	平成30年4月13日(金)
提出先	行政経営課企画調整係
決定方法	見積競争入札(遠賀町広告媒体広告掲載規程に基づき実施)
特記事項	・本募集で落札した広告の原稿提出期限は、平成30年4月27日(金)となります。 ・遠賀町有料広告掲載取扱規則及び遠賀町広告媒体広告掲載規程に基づく手続きが必要です。

3. その他

- 遠賀町有料広告掲載取扱規則及び遠賀町広告媒体広告掲載規程を遵守してください
- 掲載料には広告代理店手数料を含みますが、制作費(デザイン・版下)を含みません
- 広告掲載枠内に「広告」の表示と広告掲載枠外に「広告掲載料は遠賀町のまちづくりに役立っています」
「広告内容は直接広告主にお問い合わせください」「作成年月」を明記してください

※ 問い合わせ 行政経営課企画調整係 TEL093(293)1234

4. 申込書

掲載希望者は、1～5に情報を記入のうえ持参または郵送してください

遠賀町長 様	
次のとおり、遠賀町公用封筒有料広告の掲載を申し込みます	
1 住所	
2 氏名(会社名)	
3 電話番号	
4 担当者	
5 掲載料(税込)	(見積価格を記載) 消費税及び地方消費税を含む
	円
申込日 平成30年 月 日	